

令和7年度「農林水産物輸出プロモーション強化事業」委託業務仕様書

1 目的

県産農林水産物の輸出拡大を図るため、輸出に取り組む産地を中心に県内産地の連携体制を整備するとともに、海外の日系小売店舗でのプロモーション（販売促進イベント）を実施する。また、輸出志向者のオンラインでの商談会への出展を支援するため、その輸出経験に応じた助言指導を行い、バイヤーニーズへの対応能力の向上や輸出経験に応じた商談ノウハウ等の習得を図るとともに、海外マーケットとの取引拡大に取り組む。

2 業務の内容

以下の内容について、一体的に実施すること。

（1）輸出拡大に係る対応策の検討

ア プロジェクトチーム会議の開催

プロジェクトチーム会議を開催し、県産農林水産物の輸出拡大に向け、産地の輸出上の課題について検討を行う。チーム会議の開催に適した会場を確保し、本県及びプロジェクトチーム構成員との連絡調整の上、開催案内を行うこと。

（ア）実施回数

1回以上

（イ）会議の主要テーマ

産地間連携の拡大

- ・海外の日系小売店舗でのプロモーション実施から得られる効果、課題
- ・輸送方法
- ・新たな取組産地の誘導

※内容については、農業水産局農政部食育消費流通課（以下、「食育消費流通課という」と事前協議する。

（ウ）プロジェクトチーム会議参加者

県内主要産地、輸出商社、貿易支援団体、金融機関、国、県、市町村等
30 機関、40 名程度

※参加者の選定にあたっては、食育消費流通課と事前協議すること。

イ 会議の運営

（ア）会場

- ・食育消費流通課と協議の上、決定すること。
- ・オンライン出席にも対応できるように Web 環境が整う会場とし、機材等を準備すること。
- ・会議開催時間は2時間程度とし、開催前に準備時間を設定すること。

(イ) 会議の運営

運営に係る以下の項目について実施すること。

- ・ 会議の司会・進行
- ・ 会議資料の作成・配付
- ・ 出席者名簿の作成・配付
- ・ 当日の会場設営
- ・ 名札の作成（卓上プレート（紙製でも可））
- ・ 発言者用マイク 3 本を用意
- ・ 当日の会場出席者の受付
- ・ その他、必要な事項

出席者が発言しやすい配席とすること。

(ウ) 議事録の作成

会議の内容については、議事録を作成すること。

(エ) 輸出拡大に向けた産地間連携の具体策のとりまとめ

食育消費流通課と協議の上、作成すること。

(オ) その他

会議計画の立案にあたっては、事前に食育消費流通課と調整すること。

(2) 海外の日系小売店舗でのプロモーションの実施

海外の日系小売店舗（以下、「実施店舗」という）において、県内主要産地と連携した県産農産物のプロモーション活動（販売促進イベント）を実施するため、実施店舗と調整の上、以下の事項を実施すること。

なお、実施には、実施店舗との連携実績がある輸出事業者を活用すること。

ア 開催計画

2 回以上開催する。うち 2 回は以下の内容とする。3 回以降は県産農林水産物の出荷時期に合わせて提案し、食育消費流通課と調整を図ること。

(ア) 第 1 回（予定）

県産メロンのプロモーション

時期：令和 7 年 6 月頃

（出品推奨品目の物流により決定）

開催国：香港 ※実施店舗との調整により他の国を加えることがある。

出品産地：プロジェクトチーム会議に参加する産地

出品推奨品目：メロン

主なプロモーション内容

- ・ 販売促進員配置によるメロンの試食販売：赤肉・青肉メロンの試食を行い、メロンの特徴を消費者に伝える。
- ・ 販促グッズの配布

- ・ブースの装飾

(イ) 第2回（予定）

県産冬野菜のプロモーション

①シンガポール、香港

1月中旬、もしくは、春節（2026年は2月17日（予想））の後、県産冬野菜や果実を提案する。

時期：実施店舗と調整の上、決定

開催国：シンガポール、香港

メイン商材（候補）：梨、かんきつ、ミニトマト、キャベツ

提案品目（候補）：レンコン（チップス含む）、ぎんなん、花き等

②グアム

現地の食文化に合う野菜を提案する。

時期：実施店舗と調整の上、決定

メイン商材（候補）：ミニトマト、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、白菜

提案品目（候補）：レンコン（チップス含む）、花き等

③共通

出品産地：プロジェクトチーム会議に参加する産地

品目について

- ・上記①、②に挙げた品目は予定であり、プロモーション開催国・地域でのニーズに合致した品目を選定・提案すること。
- ・品目の提案に向けては、バイヤーを産地に招聘しアピールすること。

主なプロモーション内容（予定）

- ・試食販売：購入意欲を刺激する食べ方を提案する。
- ・販促グッズの配布
- ・ブースの装飾：県産農産物紹介動画の投影

イ プロモーション活動の手配・調整

実施店舗、輸出商社、出品産地と調整を図り、効果的なプロモーションを実施すること。

実施に向けてはスケジュール管理を行うこと。

(ア) 実施店舗における消費者へのPR

- ・県及び産地の認知度、理解度向上に取り組むこと。
- ・販売ブースの装飾には、実施店舗、出品産地との調整を図り、産地の有する出品物紹介ポスター等を活用すること。

(イ) 出品に関すること

- ・出品産地から出品品目について聞き取り、数量等を取りまとめること。
- ・実施店舗、輸出商社、出品産地と出品に係る調整を図り、品目、数量、ス

ケジュール等を管理すること。

(ウ) 試食販売の実施

- ・開催期間中の週末（土、日曜日（香港は金、土、日））に試食販売員を配置し、販売促進を行うこと。
- ・試食品目の選定に当たっては、出品産地及び食育消費流通課と調整を図り、実施店舗に提案すること。
- ・試食に係る経費（輸送費を除く）については、実施店舗と調整の上、負担すること。
- ・試食方法を実施店舗に提案し、調整を図ること。
- ・試食販売員が来客者に対し試食品目の特徴や食べ方提案を説明するように手配すること。

(エ) 販促グッズの配布

- ・出品品目の購買意欲につながる実用的な販促グッズを作成もしくは選定し、配布すること。配布物（包材を含む）には、愛知県と分かるように明示すること。
- ・出品産地が所有するメイン品目の販促グッズの提供を依頼し、とりまとめて輸送し、配布すること。

(オ) 現地消費者に向けたプロモーション活動の宣伝

- ・開催前や期間中に、WEB・SNS 等の各種媒体を利用してプロモーション活動を宣伝し、効果的な集客を行うこと。

ウ 実施に係る運営・管理

- ・プロモーションの実施に当たっては、実施店舗、輸出商社、出品産地と十分に調整を図ること。
- ・調整によりプロモーション内容に変更がある場合には、柔軟に対応すること。
- ・十分な知識と経験を有した者で業務を遂行するとともに、必要な人員を確保し、実施体制を整備すること。
- ・事前の調整・準備には、十分な時間を確保すること。
- ・実施内容について、食育消費流通課、実施店舗、輸出商社、出品産地を交えたオンライン会議を開催し、調整すること。
- ・プロモーションの実施方法、店舗内の装飾については、実施店舗と十分に調整すること。
- ・執行管理を十分に行い、定期的に食育消費流通課に報告すること。
- ・実施店舗でのプロモーション活動を開催時に各回 1 か国以上、現地において確認し、開催状況、課題や改善点等を取りまとめること。

エ 報告書の作成

- ・プロモーション活動の実施に際しては、事前に食育消費流通課と協議の上、

目標を設定し、その実績及び改善点等を報告すること。

- ・実施店舗からの販売実績等の実施結果及び現地消費者ニーズを聞き取り、報告すること。
- ・報告には販売促進活動等が確認できる写真、動画等を添付すること。写真及び動画の撮影については、実施店舗と調整を図ること。

(3) オンラインツールの活用による販路開拓の支援

県内主要産地等に対し、事前研修会を開催して効果的なプレゼン方法等のオンラインならではのスキル習得を支援する。その後、海外バイヤーとのオンライン商談機会を提供し販路開拓を支援する。

ア 参加事業者

(ア) 県産農林水産物等の取扱事業者（予定：10 事業者程度）

参加事業者の募集・選定は食育消費流通課が実施するが、状況に応じてこれに協力するとともに、適宜助言を行うこと。

(イ) 参加条件

- ・オンライン商談に対応できるPC及びネット環境を有すること。
- ・参加費は無料とするが、以下の経費は参加事業者の負担とする。
 - ・バイヤーにサンプル等を事前に送付する場合のサンプル代及び運送費等
 - ・Web会議システム使用に伴う通信料

イ 事前研修会の開催

(ア) 開催方法

- ・オンライン商談会前までに1回以上開催すること。
- ・オンライン形式とする。

(イ) 研修内容

- ・オンライン商談のスキル向上（商品紹介、プレゼン方法等）に関する内容とする。
- ・研修資料を作成し、研修会終了後に参加事業者に提供すること。

※研修内容については、食育消費流通課と事前協議すること。

(ウ) 研修効果のとりまとめ

参加事業者にアンケートを行い、研修効果をとりまとめること。

ウ オンライン商談会の開催

(ア) 商談形式

- ・オンライン形式
- ・Web会議システムによるビデオ通話型の商談

(イ) 商談会の企画・運営

- ・通訳、商談サポート可能な専門家の手配
- ・開催期間中の運営管理

(ウ) バイヤーの招聘及び調整

- ・海外に精通し、参加事業者の出展物に対応可能なバイヤーの招聘
- ・参加事業者1者につきバイヤー3者以上との商談機会を確保すること。
- ・商談会に係る参加事業者やバイヤーとの事前マッチング等、連絡調整や問合せ対応の実施

(商談時間の調整、商品サンプルの輸送先の調整等も含む)

(エ) 参加事業者への助言指導

- ・商談前、商談期間中における参加事業者への助言指導
(効果的なアピール方法、円滑な商談実施に向けた準備等)
- ・商談後のフォローアップ

(オ) 実施状況報告

オンライン商談会の実施状況報告及び商談後のフォローアップ状況等を取りまとめ報告すること。

(カ) その他

- ・事業者が円滑に事業を実施するため、必要と思われる事項

※実施に当たっては、食育消費流通課と調整を図ること。

3 事業全体の運営・管理

(1) 業務内容の全般について、県と事前に十分な連絡・調整を取り、県の指示に従って行うこと。また、事業の進捗状況については、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。

(2) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

(3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。

(4) その他

ア 本事業は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して行うため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱」等に規定する要件を遵守すること。

イ 受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

ウ 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。

エ 委託者は、随時委託事業の実施現場に立ち会うことができるものとする。

4 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数等

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A 4 版、横書き） 1 部

※各委託業務から得られた提案等を含むこと。

イ 以下のデータを納めた CD-ROM 等の記憶媒体 1 枚

- ・委託業務実績報告書
- ・会議の議事録
- ・経費の内訳書

ウ その他、県が指示したもの

（2）納入場所

農業水産局農政部 食育消費流通課

（3）その他

委託業務実績報告書は、以下の内容を明確に記載するほか、県と内容を検討の上、作成する。

ア 2（1）の業務

- ・事業の概要
- ・事業に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察

イ 2（2）の業務

- ・事業の概要及び実施状況
- ・事業目標に対する評価、改善策等
- ・現地ニーズから見る県産農林水産物の販路開拓に向けた課題、解決策

ウ 2（3）の業務

- ・事業の概要（出展実績及び商談前後の助言・指導状況等）
- ・出展事業者における商談実施件数及び商談成立件数
- ・商談における相手方の意見を含む商談状況の集約及び分析
- ・事業に対する評価（成果のまとめ、課題、解決策）及び考察